

令和元年5月31日

河内長野市報道提供資料

本市が提起した訴訟の判決について

令和元年5月30日、大阪地方裁判所堺支部第1民事部において、本市が提起した訴訟の判決の言渡しがありました。

1 事案の概要

本件は、河内長野市に所在する宗教法人の寺院が行った工事に係る土砂が、盛土として敷地内の法面に仮置きされていたところ、当該盛土が崩落し、ふもとの河川石川に流入し汚濁したため、本市の水道事業が同河川からの取水が不可能になり大阪広域水道企業団からの水の購入を余儀なくされ損害を被ったことから、宗教法人及び同宗教法人の関係者に対し、約740万円の損害賠償等を請求している事案です。

2 判決の趣旨

宗教法人及び宗教法人の関係者に対し、本市が請求している金額全額の支払いを命じる旨の判決

3 本市のコメント

判決は、本市の主張を全て認めた妥当なものであると考えている。今後、被告である宗教法人らによる控訴の有無等を踏まえつつ、適切に対応していきたい。

お問い合わせ 電話0721-53-1111

河内長野市 上下水道部水道課